平成２４年（フ）第２６７号
熊本市中央区水道町３番11号
債務者　甲斐ゆう子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７２号
熊本市北区楠２丁目７番２―33号　市営住宅１Ｃ―２―33
債務者　中西　康志
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８３号
兵庫県三木市吉川町水上351番地　清水方、住民票上の住所兵庫県三木市別所町高木949番地の40
債務者　吉岡　竜輝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１号
神戸市灘区上野通１丁目２番35―411号
債務者　古川　浩之
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２号
神戸市灘区上野通１丁目２番35―411号
債務者　古川佳余子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８９号
神戸市須磨区高倉台４丁目２－１―101、住民票上の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番３―201号
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９９号
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目６番地の19カレッジハイツ緑が丘303号、従前の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地公団志染団地８号棟506号
債務者　吉田　賢二
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
神戸市中央区下山手通８丁目17番13号
債務者　太田　昭義
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４９号
神戸市東灘区深江北町１丁目11番16―504号、従前の住所大阪府高槻市城西町５番17号
債務者　久野　大輝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５０号
神戸市東灘区深江北町１丁目11番11号　石岡マンション203号
債務者　山本　政道
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８４号
神戸市灘区船寺通１丁目６番５号　ハイツオオクラ大石302号、従前の住所神戸市灘区城内通４丁目２番３号
債務者　福山　　好
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０号
山口県防府市開出14番８号
債務者　山本留美子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
山口市宮野下95番地16　上恋路ハイツ101
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８１号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ケ塚155番地　西尼ヶ塚荘414号
債務者　舟橋　芳朗
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目13番34号　西原ハイツ102号
債務者　岡元美智子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
青森市筒井４丁目３番14号　コーポ徳清５号
債務者　福田　美樹
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
青森市橋本３丁目15番７号　畠山アパート２号
債務者　猪股　忠彰
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係